

産 振 第 89 号
令 和 6 年 5 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鮎川村長 元木 洋介

市町村名 (市町村コード)	鮎川村 (6366)
地域名 (地域内農業集落名)	芦沢地区 (下芦沢集落、上芦沢集落、田の沢集落、大芦沢集落、丸森集落、木の根坂集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地に位置する圃場が多く存在し、圃場条件が不利な点である。併せて、農業者自身の高齢化と後継者不足が顕著である。このことから、地域内外問わず、後継者の確保と、中山間地に適した作目の確立が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地に適した品目を作付けし、保全管理を含めた地域農業の維持に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	213.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域及びそこに隣接する農地を農業上の利用が行われる農地とし、宅地や山林に挟まれた農地は保全地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、今後も農業経営を継続していく意思のある比較的若年層の担い手農業者及び農業法人への集約化を促進していく。担い手農業者間の話し合いのもと、振興作物や団地化に向かう。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

積極的に活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

随時、ニーズ調査を実施していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関(県・JA・やまがた農業支援センター、山形県農業会議)と連携を図り、経営体への支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業協同組合と支援援助について、協議していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】